

改正

平成25年12月13日条例第39号  
平成27年3月18日条例第13号  
平成28年3月18日条例第16号  
平成30年6月22日条例第28号  
平成31年3月22日条例第6号  
令和2年3月19日条例第7号

根室市医師、医療従事者及び介護従事者修学資金貸付条例

根室市看護師、技師修学資金貸付条例（昭和38年根室市条例第25号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この条例は、将来市内で医師、医療従事者又は介護従事者として従事しようとする者に対し、知識と技能の習得に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸付け、優秀な医師、医療従事者及び介護従事者の育成を図るとともに、当市の地域医療・介護を担う人材の確保並びに充実に資することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）医学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の医学を履修する課程若しくは同法第97条に規定する大学院の医学研究科に在学し、又は入学手続きが完了している者
- （2）研修医 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師
- （3）保健師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「保健師等法」という。）第19条に基づく学校又は養成所（以下「養成機関」という。）に在学し、又は入学手続きが完了している者
- （4）助産師 保健師等法第20条に基づく養成機関に在学し、又は入学手続きが完了している者
- （5）看護師 保健師等法第21条に基づく養成機関に在学し、又は入学手続きが完了している者
- （6）准看護師 保健師等法第22条に基づく養成機関に在学し、又は入学手続きが完了している者
- （7）薬剤師 薬剤師法（昭和35年法律第146号）の規定に基づく養成機関に在学し、又は入学手続きが完了している者
- （8）医療技師等 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）、臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）及び言語聴覚士法（平成9年法律第132号）の規定に基づく養成機関に在学し、又は入学手続きが完了している者
- （9）介護福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条の規定に基づく養成機関に在学し、又は入学手続きが完了している者  
（貸付対象者）

**第3条** 修学資金の貸付対象者は、次のとおりとする。

- （1）医学生及び研修医（以下「医学生等」という。）は、医師法に規定する医師免許取得及び臨床研修終了後、任意の専門的臨床研修を経て、修学資金の貸付けを受けた期間以上市内で開業医若しくは市内医療機関等の医師（以下「市内開業医等」という。）として従事しようとする者でなければならない。
- （2）保健師、助産師、看護師、准看護師、薬剤師及び医療技師等（以下「看護学生等」という。）は、養成機関の修学課程終了後、修学資金の貸付けを受けた期間以上市内の医療機関等に勤務し、その業務に従事しようとする者でなければならない。
- （3）介護福祉士は、養成機関の修学課程修了後、修学資金の貸付けを受けた期間以上市内の介護事業所等に勤務し、介護福祉士として従事しようとするものでなければならない。  
（貸付けの期間及び貸付額等）

**第4条** 修学資金の貸付期間は修学期間中とし、貸付金額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各

号に定める額とする。

- (1) 医学生 月額300,000円以内（入学する日の属する月の分にあつては、入学金に相当する額で100万円以内を加えた額）
- (2) 研修医 月額300,000円以内
- (3) 看護師、保健師、助産師、薬剤師 月額100,000円以内
- (4) 准看護師及び医療技師等 月額60,000円以内
- (5) 介護福祉士 月額40,000円以内

2 修学資金は無利子とする。

（貸付けの申請）

**第5条** 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人2名を定めて連署のうえ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、貸付けの適否及び貸付期間を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（連帯保証人）

**第6条** 申請者が未成年であるときは、法定代理人の同意を必要とし、前条第1項に規定する連帯保証人のうち1名は、その者の法定代理人でなければならない。

2 連帯保証人は、市の住民で独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、市内に適当な者がいないときは、市外で独立の生計を営む者を連帯保証人とすることができる。

3 連帯保証人が欠けたとき又は破産その他の事情によりその適格性を失ったときは、新たな連帯保証人を定めて連署のうえ、市長に届出なければならない。

（貸付決定の取消し）

**第7条** 修学資金の貸付決定を受けた者（以下「借受者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 修学資金の借受けを辞退したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 傷病その他の理由により、修学が困難であると認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

（修学資金の償還の猶予及び免除）

**第8条** 修学資金の償還及び減免等は次のとおりとする。

- (1) 医学生等が、医師法に規定する医師免許取得及び臨床研修終了後、任意の専門的臨床研修を経て、市内開業医等として従事する期間は、修学資金の償還は据置くものとする。
- (2) 医学生等が、医師免許取得後市内開業医等として従事し、その期間が修学資金の貸付けを受けた期間に達したときは、修学資金の償還を免除するものとする。
- (3) 看護学生等が、養成機関の修学課程終了後市内の医療機関等に勤務し、その業務に従事する期間は修学資金の償還は据置くものとする。
- (4) 看護学生等が、養成機関の修学課程修了後市内の医療機関等に就業機会等がなく勤務することができなかつた場合において、引き続き市内の医療機関等への勤務を希望しているときは、第4条第1項の規定による貸付けの終了した月の翌月から起算して2年を限度として、修学資金の償還を据え置くことができる。
- (5) 看護学生等が、養成機関の修学課程修了後市内の医療機関等に勤務し、その業務に従事した期間が修学資金の貸付けを受けた期間に達したときは、修学資金の償還を免除するものとする。
- (6) 介護福祉士が、養成機関の修学課程終了後市内の介護事業所等に勤務し、介護福祉士として従事する期間は修学資金の償還は据置くものとする。
- (7) 介護福祉士が、養成機関の修学課程修了後市内の介護事業所等に就業機会等がなく勤務することができなかつた場合において、引き続き市内の介護事業所等への勤務を希望しているときは、第4条第1項の規定による貸付けの終了した月の翌月から起算して2年を限度として、修学資金の償還を据え置くことができる。
- (8) 介護福祉士が、養成機関の修学課程終了後市内の介護事業所等に勤務し、介護福祉士とし

て従事した期間が修学資金の貸付けを受けた期間に達したときは、修学資金の償還を免除するものとする。

(修学資金の償還)

**第9条** 医学生等が、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた月数に2を乗じて得た月数以内に規則で定められたところにより修学資金を一括又は分割で償還しなければならない。ただし、本人の申し出より償還期間を短縮することができる。

- (1) 第4条第1項の規定による修学資金の貸付期間が満了したとき。
- (2) 第7条の規定により貸付決定を取り消したとき。
- (3) 医師免許取得後、市内開業医等に医療従事者として勤務せず10年が経過したとき。
- (4) 市内医療機関等で医療従事者として貸付けを受けた期間に達するまで従事しなかったとき。

2 看護学生等が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた月数に2を乗じて得た月数以内に規則で定められたところにより修学資金の全額を一括又は分割で償還しなければならない。ただし、本人の申し出より償還期間を短縮することができる。

- (1) 第4条第1項の規定による修学資金の貸付期間が満了したとき。
- (2) 第7条の規定により貸付決定を取り消したとき。
- (3) 前条第4号の規定による修学資金の償還の猶予期間が終了したとき。
- (4) 前条第4号の規定する場合を除き、養成機関等の修学課程修了後、1月以内に市内の医療機関等に医療従事者として勤務しないとき。
- (5) 市内の医療機関等に医療従事者として貸付けを受けた期間に達するまで従事しなかったとき。

3 介護福祉士が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた月数に2を乗じて得た月数以内に規則で定められたところにより修学資金の全額を一括又は分割で償還しなければならない。ただし、本人の申し出より償還期間を短縮することができる。

- (1) 第4条の規定による修学資金の貸付期間が満了したとき。
- (2) 第7条の規定により貸付決定を取り消したとき。
- (3) 前条第7号の規定による修学資金の償還の猶予期間が終了したとき。
- (4) 前条第7号の規定する場合を除き、養成機関等の修学課程修了後、1月以内に市内の介護事業所等に介護福祉士として勤務しないとき。
- (5) 市内の介護事業所等に介護福祉士として貸付けを受けた期間に達するまで従事しなかったとき。

**第10条** 借受者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長はその償還方法を変更し又は償還金額の全額若しくは一部を減免することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身に著しい障害を有すると認められるに至ったとき。
- (3) 心身の故障により長期の休養を要するに至ったとき。
- (4) 災害その他特別の理由により償還が困難と認められるとき。

(規則への委任)

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に修学資金の貸付けの決定を受けた者の取扱いについては、なお従前の例による。

**附 則** (平成25年12月13日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第4条の改正規定

は平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前の延滞利子については、改正後の根室市医師及び医療従事者修学資金貸付条例第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則** (平成27年3月18日条例第13号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月18日条例第16号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年6月22日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の根室市医師、医療従事者及び介護従事者修学資金貸付条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の根室市医師、医療従事者及び介護従事者修学資金貸付条例の規定は、平成30年度以後の貸付に適用し、平成29年度分までの貸付については、なお従前の例による。

**附 則** (平成31年3月22日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の根室市医師、医療従事者及び介護従事者修学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後、最初の償還を行う者に係る修学資金の償還について適用し、同日前に最初の償還を行った者に係る修学資金の償還については、なお従前の例による。

**附 則** (令和2年3月19日条例第7号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。